

2005. 8. 27

於：上沼ゼミOB・OG会 第2回総会

「会費規約」についての提案

- ◆ 昨年8月28日の設立総会で承認された「上沼ゼミOB・OG会 定款」は、「附則」第1条「施行規程」にある通り「…本会の財産及び活動の執行のための手続き、その他の必要な事項は、諸規則で定める」となっています。規則の制定は幹事会がこれを行うと定めています。
- ◆ 今期は、正式な会設立に伴って、会員名簿等の資料作成や郵送等の費用が発生しました。また今後の会活動を円滑に進めるためにも「年会費」を具体的に定める必要があります。この際に会員の皆さんからお金を預かり管理する実務が発生します。また本総会では、お集まりいただいた皆さんに今後の会員拡大を協力しあって努力していただくことを特にお願いしたいと考えております。そこで幹事会で検討した「会費規約」を提案させていただきます。よろしく検討いただきたくお願いいたします。
- ◆ なお参考までに、会活動発展のため定款に沿って必要性が生じる可能性がある規約は、以下の通りです。今後の幹事会・総会での継続検討をお願いいたします。

【会費に関する規約】

会費規約⇒今期、別紙のように最低限の「会費」について定める。今後、定款30条に定める「活動に伴う収入」「寄付金」「補助金」「その他」が発生する場合や積極的に検討する場合、これについての規約を付加する。

会員規約⇒「個人会員」の他に、「賛助」「団体」「特別」などの複数種会員を検討する場合に必要となる。

会計規約、監査規約

⇒今後の納入会費の拡大や、定款30条にある「活動に伴う収入」などが発生する場合に必要となる。

【役員選出に関する規約】

幹事選挙規約⇒今年度は、定款「附則」第4条の解釈通りで不要だが、定款第22条に定める通り、任期の2年以内に新たに規約を定めることが望ましい。

【機関運営に関する規約】

総会運営規約、幹事会運営規約

⇒運営上便利である。特に本会では会員が遠隔地に散らばっており、各期の会員人数の確定と、総会成立の案件を定款第17条通り満たすために「委任状」などの仕組みを規約で定める必要がある。

「会費規約」

(定款との関係)

第1条 この規約は、定款第12条に基づき設ける。

(原則)

第2条 この会費は、会運営に充てる。年会費の金額は1千円とする。

(手続き)

第3条 会費は、毎年開催される総会で会員が納入する他、口座を設けるなど会員の納入にあたり利便性を図ることとする。

(管理)

第4条 会費については、帳簿を備え、管理に万全を期さなければならない。

(返還)

第5条 既納の会費については返還しない。ただし、定款33条に定めるように、本会が解散する場合は、この限りではない。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は、幹事会において行う。

(施行)

第7条 この規約は、2005年8月27日から実施する。